

別表2 臨時確認検査、再検査、立入検査、再判定の手数料

別表2 臨時確認検査<sup>※1</sup>・再検査<sup>※2</sup>・立入検査<sup>※3</sup>・再判定<sup>※4</sup>の手数料

1. 農産物の生産者

(1) 臨時確認検査、再検査、立入検査の手数料

	基本料 (①)	検査対象圃場の 面積加算 <sup>※5</sup> (②)	計 <sup>※6</sup> (①+②)
個人	¥30,000	10a ごとに¥3,000 加算	¥30,000～
法人	¥50,000	10a ごとに¥4,000 加算	¥50,000～
グループ (最低2戸～)	¥25,000×対象の農家戸数 <sup>※7</sup>	10a ごとに¥3,000 加算	¥25,000～

(2) 再判定の手数料

	再判定の手数料	計
個人	¥10,000	¥10,000
法人	¥20,000	¥20,000
グループ (最低2戸～)	¥10,000	¥10,000

**注釈**

- ※1 認証事業者が、認証事項の変更（圃場の追加・拡大、施設の追加・改築、品目の追加など）の届出を行った際に、必要に応じて行う検査のこと（規定第28条）。
- ※2 認証申請者または認証事業者が、要求された是正を完了した際に、その結果を確認する検査のこと。当会のミスで再検査の必要が生じた場合は、手数料は請求しない（規定第21条）。
- ※3 第三者の情報提供等により、認証事業者の違反行為の疑いが生じた際に、事実確認を行う検査のこと。違反行為が検出されなければ、手数料の徴収は行わない（規定第29条）。
- ※4 認証申請者または認証事業者が、1度目の判定委員会で不適合と判定され、判定員から要求された是正を完了した場合等に、再度行う判定のこと。当会の瑕疵により再判定の必要が生じた場合は、手数料の徴収は行わない（規定第23条）
- ※5 検査の対象となる圃場の面積に応じて、面積加算を行う。圃場が検査対象でなければ、面積加算を行わない。
- ※6 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。
- ※7 臨時確認調査、再検査、立入検査、再判定の対象となる農家の戸数に応じて、基本料を徴収する。

別表2 臨時確認検査、再検査、立入検査、再判定の手数料

## 2. 精米業者

### (1) 臨時確認検査、再検査、立入検査の手数料

	基本料 (①)	検査対象となる施設の 規模加算 <sup>※1</sup> (②)	計 <sup>※2</sup> (①+②)
個人	¥30,000 (精米施設1カ所まで)	精米施設1カ所増すごとに ¥10,000 加算	¥30,000～
法人	¥50,000 (精米施設1カ所まで)	精米施設1カ所増すごとに ¥30,000 加算	¥50,000～
グループ (最低2戸～)	¥40,000 (精米施設1カ所まで)	精米施設1カ所増すごとに 20,000 加算	¥40,000～

### (2) 再判定の手数料

	再判定の手数料	計
個人	¥10,000	¥10,000
法人	¥20,000	¥20,000
グループ (最低2戸～)	¥10,000	¥10,000

#### 注釈

- ※1 臨時確認調査、再検査、立入検査の対象となる精米施設の数に応じて、金額加算を行う。精米施設が検査の対象とならない場合は、加算を行わない。
- ※2 その他、別表3の交通費、宿泊費を加算する。また、検査員を2名以上派遣する必要がある場合は、増員1名あたり¥10,000を加算する。